

瀬戸市景観条例施行規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 37 号

瀬戸市景観条例施行規則

瀬戸市都市景観条例施行規則（平成 12 年瀬戸市規則第 20 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）及び瀬戸市景観条例（平成 22 年瀬戸市条例第 34 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

（工作物）

第 3 条 条例第 2 条第 2 号クの規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

垣、さく、花壇、塀、門その他これらに類するもの

街灯、照明灯その他これらに類するもの

（行為の届出等）

第 4 条 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内行為届出書（第 1 号様式）に省令第 1 条

第2項に規定する図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第10条第2項の届出書は景観計画区域内行為届出書（第1号様式）とし、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、条例第10条第1項に規定する行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真  
設計図または施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

その他参考となるべき事項を記載した図書

- 3 法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内行為変更届出書（第2号様式）に省令第1条第2項に規定する図書のうち当該変更に係る図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

- 4 法第16条第5項の規定による通知をしようとする者は、景観計画区域内行為通知書（第3号様式）に省令第1条第2項に規定する図書を添えて、それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

（届出の適用除外）

- 第5条 条例第11条の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域内の建築物（当該建築物の一部が

工業地域又は工業専用地域以外の地域にかかる場合を除く。)に係る次に掲げる行為

ア 建築物の新築、改築又は移転で次に掲げるいずれかに該当するもの

(ア) 高さが12メートルを超えるもの

(イ) 建築面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ 建築物の増築で次に掲げるいずれかに該当するもの

(ア) 増築後の高さが12メートルを超えるもの

(イ) 増築部分の建築面積が1,000平方メートルを超えるもの

(ウ) 増築後の建築面積が1,000平方メートルを超え、かつ、増築部分の建築面積が増築後の建築面積の3分の1を超えるもの

ウ 建築物の外観変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次に掲げるいずれかに該当するもの

(ア) 高さが12メートルを超え、かつ、外観変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う部分が見付面積全体(建築物等の各面における鉛直投影面積の合計をいう。以下同じ。)の3分の1を超えるもの

(イ) 建築面積が1,000平方メートルを超え、かつ、外観変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う部分が見付面積全体の3分の1を超えるもの

前号に規定する地域以外の建築物(当該建築物の一部が工業地域又は工業専用地域以外の地域にかかる場合を含む。)に係る行為 前号アからウまでの規定を準用する。この場合において、前号アからウまでの規定中「1,000平方メートル」とあるのは「500平

方メートル」と読み替えるものとする。

工作物の新設、改築又は移転で次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 擁壁で高さが5メートルを超えるもの

イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気供給又は通信に用いるものに限る。以下「鉄柱等」という。）で次に掲げるいずれかに該当するもの

(ア) 高さが15メートルを超えるもの

(イ) 建築物と一体となって設置される鉄柱等自体の高さが5メートルを超え、かつ、地盤面から上端までの高さが15メートルを超えるもの

ウ 工作物（ア及びイに該当する工作物を除く。）で次に掲げるいずれかに該当するもの

(ア) 高さが12メートルを超えるもの

(イ) 建築物と一体となって設置される工作物自体の高さが5メートルを超え、かつ、地盤面から上端までの高さが12メートルを超えるもの

工作物の増築で増築後の工作物が前号アからウまでのいずれかの規模に該当し、かつ、当該行為による増築部分の見付面積全体が増築後の当該工作物の見付面積全体の3分の1を超えるもの

工作物の外観変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で当該工作物が第3号アからウまでのいずれかの規模に該当し、かつ、当該行為による外観変更が当該工作物の見付面積全体の3分の1を超えるもの

都市計画法第4条第1項第12号に規定する開発行為で、行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以上のもの

条例第 10 条第 1 項に規定する行為で、行為に係る土地の面積が 3 ,  
0 0 0 平方メートル以上のもの

( 広告物 )

第 6 条 条例第 13 条第 1 項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

広告物の表示又は設置で次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 地盤面から当該広告物の上端までの高さが 10 メートルを超えるもの

イ 広告表示面積 ( 広告物に複数の表示面がある場合、その広告物を一方向から同時に見ることができる表示面の合計面積が最大になるときの当該合計面積 ( 最大可視面積 ) をいう。以下同じ。 ) が 35 平方メートルを超えるもの

広告物の変更又は改造で前号ア又はイのいずれかの規模に該当し、かつ、当該変更又は改造部分の広告表示面積が変更又は改造後の広告表示面積の 3 分の 1 を超えるもの

2 条例第 13 条の規定により届出をしようとする者は、愛知県屋外広告物条例 ( 昭和 39 年愛知県条例第 56 号 ) に基づく許可の申請を行おうとする日の 30 日前までに、景観計画区域内広告物表示 ( 設置 ) 等届出書 ( 第 4 号様式 ) に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

敷地位置図 ( 縮尺 2 , 5 0 0 分の 1 以上のもの )

配置図

立面図 ( 構造、規模、照明の有無がわかるもの )

色彩広告面模写図 ( 仕上げの方法及び色彩がわかるもの )

現況写真

その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、前項の届出に係る行為が景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を経過する前であっても、愛知県屋外広告物条例に基づく許可の申請を受け付けることができる。

(公表の方法)

- 第7条 条例第15条第1項の規定による公表は、瀬戸市公告式条例(昭和36年瀬戸市条例第6号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木)

- 第8条 法第19条第1項の規定による景観重要建造物及び法第28条第1項の規定による景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定に係る法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等の指定通知書(第5号様式)によるものとする。
- 2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、法第21条第2項及び法第30条第2項の規定により、次の事項を表示する標識を設置しなければならない。

指定番号及び指定の年月日

景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

- 3 前項の標識は、当該景観重要建造物等の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物等の敷地内の見やすい場所に設置するものとする。
- 4 法第22条第1項及び法第31条第1項に規定する許可を受けようとする者は、景観重要建造物等に係る行為の許可申請書(第6号様式)に省令第9条第2項に規定する図書又は省令第14条第2項に規定する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請の行為が当該景観重要建造物等の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物等に係る行為の許可書（第7号様式）により許可するものとする。

6 法第27条第1項若しくは第2項又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物等の指定の解除に係る法27条第3項及び法第35条第3項の規定により準用する法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（第8号様式）によるものとする。

（景観協定の認可）

第9条 法第81条第1項に規定する景観協定には、同条第2項で定める事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

景観協定の名称

景観協定の目的

景観協定を締結した者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 法第81条第4項の規定による景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

景観協定書の写し

その他市長が必要と認める図書

4 市長は、法第83条第1項の規定により景観協定を認可したときは、景観協定認可通知書（第10号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（景観協定の変更及び廃止）

第10条 法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可を受けよ

うとする者又は法第 88 条第 1 項の規定による景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定変更等認可申請書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第 84 条第 2 項の規定により準用する法第 83 条第 1 項の規定による景観協定の変更を認可したとき、又は法第 88 条第 2 項の規定による景観協定の廃止を認可したときは、景観協定変更等認可通知書（第 12 号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（景観まちづくり市民団体の規約）

第 11 条 条例第 17 条第 1 項第 3 号の規則で定める項目は、次に掲げるものとする。

団体の名称

設立目的

活動区域に含まれる地域の名称

活動の内容

事務所の所在地

構成員に関する事項

費用の分担に関する事項

役員の定数、任期、職務の分担及び選任方法に関する事項

会議に関する事項

会計に関する事項

（景観まちづくり市民団体の認定等）

第 12 条 条例第 17 条第 2 項の規定による申請は、景観まちづくり市民団体認定申請書（第 13 号様式）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

団体規約

団体の活動区域を示す図面

団体の役員及び構成員の氏名及び住所を記載した書類

その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第17条第2項の規定による申請があったときは、速やかに認定又は却下を決定し、その旨を景観まちづくり市民団体認定・却下通知書（第14号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、条例第18条の規定により景観まちづくり市民団体の認定を取り消したときは、その旨を遅滞なく景観まちづくり市民団体認定取消通知書（第15号様式）により当該団体の代表者に通知しなければならない。

（景観アドバイザー）

第13条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項又は条例第13条の規定により届出された行為に関し助言、又は指導するため、条例第14条第1項の建築物、工作物等に関する専門的な知識を有する者として、瀬戸市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 市長は、アドバイザーに対し第1項に掲げるもののほか、次に掲げる事項について意見を聴くことができる。

条例第20条の技術的支援に関すること。

公共施設の色彩、デザイン等に関すること。

その他良好な景観の形成について必要な事項。

3 アドバイザーは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

建築物又は工作物における意匠、構造、歴史等に専門的な知識を有する者

色彩、デザイン等に専門的な知識を有する者

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定によりこの規則による改正後の瀬戸市景観条例施行規則第4条から第6条までの規定が施行されるまでの間は、この規則による改正前の瀬戸市都市景観条例施行規則第3条から第6条までの規定は、なおその効力を有する。

第1号様式（第4条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

瀬戸市長 殿

届出者 住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域の区分				景観重点地区 内・外	
行為の場所		瀬戸市			
用途地域					
設計者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
	電話番号				
施工者	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
	電話番号				
行為の種類	建築物		新築・増築・改築・その他( )		
	工作物		新設・増築・改築・その他( )		
	開発行為・土石の採取・鉱物の掘採・その他( )				
用途・種類		構造			
高さ		m		建築面積 m <sup>2</sup>	
仕上げ方法	屋根		色彩	屋根	
	外壁			外壁	
行為地面積		m <sup>2</sup>		法面等高さ m	
着手予定日		年 月 日		完了予定日 年 月 日	
受付年月日			受付番号		
年 月 日					

注) 1 この届出書は、届出に係る行為の30日前までに提出してください。

2 印のある欄は、記入しないでください。

第2号様式(第4条関係)

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

瀬戸市長 殿

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで届出をした行為の内容について、次のとおり変更したいので、景観法第16条第2項の規定により届け出ます。

景観計画区域の区分		景観重点地区 内・外
行為の場所	瀬戸市	
変更しようとする事項	変更前	変更後
処理欄		

- 注) 1 この届出書は、届出に係る行為の30日前までに提出してください。  
2 印のある欄は、記入しないでください。

第3号様式（第4条関係）

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

瀬戸市長 殿

通知者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

景観計画区域の区分		景観重点地区 内・外	
行為の場所		瀬戸市	
用途地域			
設計者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	電話番号		
施工者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	電話番号		
行為の種類	建築物	新築・増築・改築・その他（ ）	
	工作物	新設・増築・改築・その他（ ）	
	開発行為・土石の採取・鉱物の掘採・その他（ ）		
用途・種類		構造	
高さ	m	建築面積	m <sup>2</sup>
仕上げ方法	屋根	色彩	屋根
	外壁		外壁
行為地面積	m <sup>2</sup>	法面等高さ	m
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
受付年月日		受付番号	
年 月 日			

注) 1 この通知書は、通知に係る行為の30日前までに提出してください。

2 印のある欄は、記入しないでください。

第4号様式（第6条関係）

景観計画区域内広告物表示（設置）等届出書

年 月 日

瀬戸市長 殿

届出者 住所  
 氏名 印  
 （法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

瀬戸市景観条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域の区分		景観重点地区	内・外
行為の場所	瀬戸市		
用途地域			
種別	広告板・広告塔・壁面広告・屋上広告塔・立て看板 その他（ ）		
高さ	m	総表示面積	m <sup>2</sup> 広告表示面積 m <sup>2</sup>
表示内容			
広告主	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	電話番号		
屋外広告業者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	電話番号		
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
受付年月日 年 月 日		受付番号	

注) 1 この届出書は、愛知県屋外広告物条例に基づく許可の申請を行う30日前までに提出してください。

2 印のある欄は、記入しないでください。

第5号様式（第8条関係）

景観重要建造物等の指定通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長

印

景観法 第19条第1項 第28条第1項 の規定により、次のとおり 景観重要建造物 景観重要樹木 に  
指定しましたので、同法 第21条第1項 第30条第1項 の規定により通知します。

指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種	
指定物件の所在地	
土地その他の物件の範囲	
指定物件 の所有者	住所（所在地）
	氏名（名称）
指定の理由	

第6号様式(第8条関係)

景観重要建造物等に係る行為の許可申請書

年 月 日

瀬戸市長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

景観法 第22条第1項 第31条第1項 の許可を受けたいので、瀬戸市景観条例施行規則

第8条第4項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号及び指定年月日	第	号	年	月	日
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種					
指定物件の所在地					
指定物件の所有者の住所・氏名					
土地その他の物件の範囲					
行為の種類	建 造 物	増築・改築・移転・除却・外観の変更			
	樹 木	伐採・移植・その他( )			
行 為 の 場 所					
設 計 又 は 施 行 方 法					
着手予定日	年	月	日	完了予定日	年 月 日
処理欄					

注) 1 印のある欄は、記入しないでください。

第7号様式（第8条関係）

景観重要建造物等に係る行為の許可書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで申請のありました次の景観重要建造物等に係る行為については、瀬戸市景観条例施行規則第8条第5項の規定により次のとおり許可します。

指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種	
指定物件の所在地	
指定物件の所有者住所・氏名	
土地その他の物件の範囲	
行為の種類	建造物 増築・改築・移転・除却・外観の変更
	樹 木 伐採・移植・その他（ ）
行 為 の 場 所	
設 計 又 は 施 行 方 法	
許 可 に 必 要 な 条 件	
着 手 予 定 日	
完 了 予 定 日	

第 8 号様式（第 8 条関係）

景観重要建造物等指定解除通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長

印

景観法 第 27 条 第 1 項  
第 2 項 の規定により 景観重要建造物 の指定を次  
第 35 条 第 1 項 景観重要樹木  
第 2 項

のとおり解除したので、瀬戸市景観条例施行規則第 8 条第 6 項の規定により通知  
します。

指定番号及び指定年月日	第 号 年 月 日
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種	
指定物件の所在地	
土地その他の物件の範囲	
指定物件 の所有者	住所（所在地）
	氏名（名称）
指定解除年月日	年 月 日
指定解除の理由	

第9号様式（第9条関係）

景 観 協 定 認 可 申 請 書

年 月 日

瀬戸市長 殿

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

景観法第81条第4項の規定による景観協定の認可を受けたいので、瀬戸市景観条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

景観協定の名称		
景観協定の目的		
協定の締結者数	人	
協定区域の面積	m <sup>2</sup>	
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
受付年月日	認可年月日	認可番号
年 月 日	年 月 日	第 号

注) 1 この申請書には、協定の写しと協定区域図（縮尺1/2,500程度の図面で区域が明確に判別できるもの）を添付してください。

2 印のある欄は、記入しないでください。

第10号様式(第9条関係)

景 観 協 定 認 可 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで申請のありました次の景観協定については、景観法第83条第1項の規定により次のとおり認可したので、瀬戸市景観条例施行規則第9条第4項の規定により通知します。

景観協定の名称	
景観協定の目的	
協定の締結者数	人
協定区域の面積	m <sup>2</sup>
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

第11号様式(第10条関係)

景観協定変更等認可申請書

年 月 日

瀬戸市長 殿

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法 第84条第1項 第88条第1項 に規定する景観協定の 変更 廃止 の認可を受けたい  
ので、瀬戸市景観条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

景観協定の名称		
認可番号		
認可年月日	年 月 日	
変更しようとする事項	変更前	変更後
協定廃止日	年 月 日	
受付年月日	認可年月日	認可番号
年 月 日	年 月 日	第 号

注) 印のある欄は、記入しないでください。

第12号様式(第10条関係)

景観協定変更等認可通知書

第 号  
年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで申請のありました景観協定の **変更  
廃止** については、  
景観法 第84条第2項の規定により準用する同法第83条第1項 の規定に  
第88条第2項 の規定に  
より次のとおり認可したので、瀬戸市景観条例施行規則第10条第2項の規定に  
より通知します。

景観協定の名称		
認可番号		
認可年月日	年 月 日	
変更しようとする事項	変更前	変更後
協定廃止日	年 月 日	

第 1 3 号様式(第 1 2 条関係)

景観まちづくり市民団体認定申請書

年 月 日

瀬戸市長 殿

申請者 住所

(代表者) 氏名 印

電話

瀬戸市景観条例第 1 7 条第 2 項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

団 体 の 名 称		
設 立 目 的		
活動区域に含まれる地域の名称		
主たる活動の内容		
事務所の所在地	瀬戸市	
団体の構成員の数		
受付年月日 年 月 日	認定年月日 年 月 日	認定番号 第 号

注) 印のある欄は、記入しないでください。

第 1 4 号様式(第 1 2 条関係)

景観まちづくり市民団体認定・却下通知書

第 号

年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで申請のありました景観まちづくり市民団体の認定について、次のとおり決定したので通知します。

団 体 の 名 称	
認 定 結 果	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
理 由	

第 1 5 号様式(第 1 2 条関係)

景観まちづくり市民団体認定取消通知書

第 号

年 月 日

様

瀬戸市長 印

瀬戸市景観条例第 1 8 条の規定により、景観まちづくり市民団体の認定を次のとおり取り消したので、通知します。

団 体 の 名 称	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
認 定 取 消 理 由	